

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市創業・中小企業支援融資助成事業
補助の区分	その他事業(利子相当分補給金)
補助の概要	市内で創業又は第二創業を目指すもの、六次産業化又は農商工連携に取り組もうとする者及び市内中小企業者で設備投資をする者がその目的で融資を受ける際、融資に対する負担軽減を図ることで事業拡大等を促進し、元氣な産業の創出及び育成を目的とするために補助金を交付する。
補助事業者	補助対象事業に該当する者
補助対象経費	運転資金・設備資金の借入に対する利子相当額
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	上限: 利子相当分の全額または1/2の助成
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由 円滑な資金調達に寄与する観点から少額となる場合がある
補助率等	利子相当分の助成
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 佐渡市将来ビジョンで掲げる、起業・第二創業等の推進、6次産業化を中心とした高付加価値の推進のため助成は必要である。
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	利子相当を補給の対象となる融資実効額 ○目標に対する費用対効果(計算式) 融資実行額68,000千円 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ、募集要項
事業担当 (担当部署)	地域振興課 商工振興係
(電話番号)	0259-63-4152(直通)